

## 原発事故による避難者用無償住宅支援の延長を行うことを求める意見書

東京電力福島第一原発事故から5年がたちましたが、いまだ問題は収束していません。原発から放出された大量の放射性物質は、福島県はもとより東日本一帯に深刻な汚染をもたらし、多くの国民が被ばくの危険にさらされています。

昨年6月12日、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除する方針を決定しました。「復興の加速化」のもと、年間20ミリシーベルト以下の地域への住民帰還を進め、広域避難者への住宅支援の2017年3月打切り、精神的賠償の2018年3月打切りという、原発事故被災者に打撃を与える方針を打ち出しました。しかし、多くの自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望しています。生計維持者を避難元等に残した母子避難者世帯を中心に生活費がかさんでおり、住宅が無償でなくなれば避難の継続は困難です。避難者に「被ばくか貧困か」といった選択を迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守るためには、長期的な避難は必須であり、安心して避難生活を続けるために、無償の住宅を安定して提供することが必要です。

また、年間20ミリシーベルトという基準に対する批判の声もあがっています。国際放射線防護委員会（ICRP）による勧告、また国内法法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトであることから、20ミリシーベルトを避難・帰還の基準とすることは国内外から批判されています。最低限、国際的な勧告に基づく公衆の被ばく限度である年間1ミリシーベルトを満たすまでは、賠償や支援を維持すべきです。

よって、避難者の立場にたち、原発事故による避難者用無償住宅支援の延長を行うことをここに強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

京都府木津川市議会議長 倉 克伊

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 復興大臣 京都府知事